

海の事故ゼロキャンペーン

(1) 期 間 令和7年7月16日(水)～7月31日(木)

(2) 主 催 公益社団法人日本海難防止協会、公益財団法人海上保安協会、海上保安庁

(3) 重点事項

- ① 小型船舶等の海難防止
- ② 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ③ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- ④ ふくそう海域等の安全性の確保

(4) 各重点事項の推進項目

①「小型船舶等の海難防止」に関する推進項目

ア プレジャーボートの発航前検査の徹底及び整備事業者等による定期的な点検整備の推奨

令和6年のプレジャーボートによる船舶事故は853隻で、前年から37隻減少したものの、依然として船舶事故全体の約5割を占めている。特に、プレジャーボートの事故種類別で割合の高い傾向にある機関故障は187隻で、前年から29隻減少しているものの、引き続き、発航前検査の徹底を図るとともに整備事業者等による定期的な点検整備の重要性について積極的に周知啓発し、運航者の安全意識の一層の向上を図る。

イ 漁船の適切な見張り及び気象海象の把握の徹底

令和6年の漁船の船舶事故は472隻で、前年から64隻増加しており、船舶事故全体の26%を占めている。漁船の船舶事故は衝突によるものが最多であり、その原因は、見張り不十分によるものが最も多い。また、死者・行方不明者を伴う船舶事故の47%を漁船が占めており、その原因は、気象海象の不注意から生じる転覆によるものが多いことから、適切な見張り及び気象海象の把握の徹底を図る。また、AIS搭載義務の無い小型の漁船についても、AISを搭載することにより自船の動静を大型船に容易に認識させることができるなど事故防止に寄与するため、リーフレットの活用などによりAIS搭載の推進についての周知・啓発に努める。

ウ 多様化・活発化するマリレジャーの安全対策

令和6年のマリレジャー活動に伴う人身事故者数は830人で、前年から28人減少した。近年、カヌー・SUP等のマリレジャーが多様化・活発化しており、これらは小型船舶操縦士免許や検査の不要なものが多く海に関する基礎知識が少ない者が利用していることもあるため、マリレジャーごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、SNS等を用いた情報発信等を積極的に行い、マリレジャー愛好者の安全意識の向上を図る。

エ 海の安全情報を利活用した啓発

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリレジャー愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を海の安全情報にて

発信することで、安全意識の向上を図る。

②「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

令和6年の総トン数20トン以上の船舶事故隻数は366隻で、前年から25隻増加しており、事故種別では依然として衝突が最多で、31%を占めている。引き続き、貨物船やタンカー等の大型船舶による衝突海難を防止するため、次の事項に重点を置き、常時適切な見張りの徹底や船舶間のコミュニケーションの促進にかかる意識の啓発を図る。

ア 常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な進行により衝突に至る事故が多いことから、BRMの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

イ 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとる。
- ・ VHFや汽笛信号等を活用する。
- ・ AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する。

ウ 漁ろう中の船舶との衝突防止

漁ろう中の船舶は、投揚網、漁場移動等に伴い急な発進・停止等不測の動きをする場合があることから、特に動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心掛ける。

③「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、i)浮力の確保、ii)連絡手段の確保、iii)速やかな救助要請という3点が重要であることから、次の事項に関する周知徹底を図ることにより自己救命策の確保を推進する。

- ・ ライフジャケットの常時着用
- ・ 防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保
- ・ 携帯電話等のGPS機能をONにすることによる位置情報の発信
- ・ 118番やNET118の活用

加えて、事故発生時における早期の通報、ひいては迅速な救助につなげるため、家族や友人、関係者に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定期的に連絡することも有効であると周知する。

なお、ライフジャケットの着用については、船舶職員及び小型船舶操縦者施行規則の一部改正により、小型船舶に乗船する者へ義務範囲が拡大されたことも踏まえた推進活動を実施する。

④「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

異常気象等に起因する船舶事故を防止するための制度について、リーフレットやホームページ（走錨事故防止ポータルサイト等）を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取組の徹底を図る。